「土砂災害特別警戒区域」からの

移転を支援します

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

本市では、がけ崩れなどの土砂災害から市民の安全を守るため、土砂災害特別警戒区域に建っている危険住宅の移転費用の一部を補助します。

● 補助対象

危険住宅（市内の土砂災害特別警戒区域内にある、区域指定前に建てられた住宅）に区域指定前からお住まいの方などが行う、危険住宅の除却及び市内の安全な土地への移転

● 補助内容

区分	補助対象費用	補助限度額
除却費	危険住宅の除却費	住宅局標準建設費等通知の額※に危険住宅の延べ面積を乗じた額
引越費用等	動産移転費、仮住居費等	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設、購入等に要する資金を金融機関から借入れた場合の借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額	731万8千円 ・ 建物 465万円 ・ 土地 206万円 ・敷地造成 60万8千円

※申請年度や建物の構造により額が異なりますので、裏面のお問い合せ先までご確認ください

注意事項

- 危険住宅の除却や危険住宅に代わる住宅の建設など、補助対象となる行為の契約や着手の前に、市への事前相談及び補助申請が必要となります。
- 原則、移転前の住宅は除却しなければなりません。
- 移転後の住宅を新築する場合、新築後の住宅は省エネ基準に適合させてください。
- 建物助成費は借入金利子総額に対して一括補助を行いますので利子額が補助額未満となるような繰上げ返済はできません。

名古屋市

●事業の主な流れについて

ステップ １　対象区域内であるか確認

土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第９条）内に建っている建築物であるか確認してください。

「土砂災害情報マップ愛知県」で確認できます。　土砂災害情報マップ愛知県

ステップ ２　事前相談書の提出

補助を希望される方は、**移転の前年度の8月末**までに事前相談書を提出してください。
⇒補助対象となるかの確認をします。

ステップ ３　補助金の交付申請

工事着手前（工事請負契約前）かつ**当該年度の6月の第3金曜日**までに提出してください。
⇒審査後、補助金交付決定通知書を通知します。
（通知後、工事着手できます）

ステップ ４　着手届の提出

補助金の交付決定日又は**工事着手予定日のいずれか遅い日から30日以内**に着手届を提出してください。

ステップ ５　工事完了

工事完了日から30日以内かつ**当該年度の2月末日**までに完了実績報告書を提出してください。
⇒審査後、補助金確定通知書を通知します。

ステップ ６　補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。
⇒審査後、補助金が支払われます。

（お問い合せ先）
名古屋市　住宅都市局　建築指導部　建築安全推進課　建築防災担当
〒460－8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎2階）
電話　052－972－2935